

議案第7号

埼玉西部消防組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

埼玉西部消防組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和5年2月6日提出

埼玉西部消防組合管理者 藤 本 正 人

提 案 理 由

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、非常勤職員の育児休業の取得要件を緩和するほか、地方公務員の定年引上げにより定年前再任用短時間勤務の職が創設されることから、所要の改正をいたしたく、本案を提出するものである。

埼玉西部消防組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 埼玉西部消防組合職員の育児休業等に関する条例（平成25年条例第20号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「次のいずれかに該当する非常勤職員」を「非常勤職員であつて、次のいずれかに該当するもの」に改め、同号ア(ア)中「第2条の4の規定に該当する場合にあつては、2歳に達する日」を「当該子の出生の日から第4条に規定する期間内に育児休業をしようとする場合にあつては当該期間の末日から6月を経過する日、第2条の4の規定に該当する場合にあつては当該子が2歳に達する日」に改め、同号イを次のように改める。

イ 次のいずれかに該当する非常勤職員

(ア) その養育する子が1歳に達する日（以下「1歳到達日」という。）

（当該子について当該非常勤職員が第2条の3第2号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日。以下この号において同じ。）において育児休業をしている非常勤職員であつて、同条第3号に掲げる場合に該当して当該子の1歳到達日の翌日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

(イ) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている場合であつて、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後引き続いて特定職に採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

第2条第3号ウを削る。

第2条の3第3号ア及びイ以外の部分を次のように改める。

1歳から1歳6か月に達するまでの子を養育する非常勤職員が、次に掲

げる場合のいずれにも該当する場合（当該子についてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしている場合であって第3条第7号に掲げる事情に該当するときはイ及びウに該当する場合、規則で定める特別の事情がある場合にあつてはウに掲げる場合に該当する場合） 当該子の1歳6か月到達日

第2条の3第3号イを同号ウとし、同号ア中「当該非常勤職員がする」を「当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする」に、「当該配偶者がする」を「当該配偶者が同号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当してする」に改め、同号中アをイとし、同号にアとして次のように加える。

ア 当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日）の翌日（当該配偶者がこの号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあつては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

第2条の3第3号に次のように加える。

エ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日）後の期間においてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしたことがない場合

第2条の4各号列記以外の部分を次のように改める。

育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6か月から2歳に達するまでの子を養育する非常勤職員が、次の各号のいずれにも該当する場合（当該子についてこの条の規定に該当して育児休業をしている場合であって次条第7号に掲げる事情に該当するときは第2号及び第3号に掲げる場合に該当する場合、規則で定める特別の事情がある場合にあっては同号に掲げる場合に該当する場合）とする。

第2条の4中第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、同条に第1号として次の1号を加える。

- (1) 当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日（当該非常勤職員の配偶者がこの条の規定に該当し、又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあっては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

第2条の4に次の1号を加える。

- (4) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当して育児休業をしたことがない場合

第3条を削る。

第4条中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号中「第2条の4」を「前条」に改め、同号を同条第6号とし、同号の次に次の1号を加える。

- (7) 任期を定めて採用された職員であって、当該任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしているものが、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に引き続き採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする事。

第4条第8号を削り、同条を第3条とし、同条の次に次の1条を加える。

(育児休業法第2条第1項第1号の条例で定める期間)

第4条 育児休業法第2条第1項第1号の条例で定める期間は、育児休業に係る子の出生の日から57日間とする。

第11条第1号中「第4条第1号ア又はイ」を「第3条第1号ア又はイ」に改め、同条第2号中「第4条第2号ア又はイ」を「第3条第2号ア又はイ」に改め、同条第6号中「育児休業等計画書」を「育児短時間勤務計画書」に改める。

第2条 埼玉西部消防組合職員の育児休業等に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「第4条」を「第4条第1項又は第2項」に改め、同条中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 定年条例第9条各項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員

第10条第2号中「第4条」を「第4条第1項又は第2項」に改め、同条に次の1号を加える。

(3) 定年条例第9条各項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員

第17条の表第4条第3項、第4項及び第7項の項中「、第4項及び第7項」及び「（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）」を削り、同項の次に次のように加える。

第4条第4項及び第7項	決定する	決定するものとし、その者の給料月額は、その者の受ける号給に応じた額に、算出率を乗じて得た額とする
-------------	------	--

第17条の表第4条第12項の項を削り、同表第13条第2項第2号の項中

「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）」を「育児休業法」に改め、同表第16条第4項の項を削り、同表第23条第4項及び第26条第3項の項中「及び第26条第3項」を削り、同表第23条第5項の項中「第23条第5項」の次に「及び第26条第3項」を加える。

第18条第3号中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に、「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第19条第1項中「（平成25年条例第19号）」を削り、「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附則に次の1項を加える。

（給与条例附則第7項の規定が適用される育児短時間勤務職員等に関する  
読替え）

- 3 育児短時間勤務職員等に対する給与条例附則第7項の規定の適用については、同項中「）とする」とあるのは、「）に、勤務時間等条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項の規定により定められた勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 第1条の規定の施行の日前に育児休業等計画書を提出した職員に対する第1条の規定による改正前の埼玉西部消防組合職員の育児休業等に関する条例第4条（第5号に係る部分に限る。）及び第11条（第6号に係る部分に限る。）の規定の適用については、なお従前の例による。

3 暫定再任用職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号。以下「令和3年改正法」という。）附則第4条第1項若しくは第2項、第5条第2項若しくは第4項、第6条第1項若しくは第2項又は第7条第2項若しくは第4項の規定により採用された職員をいう。）で令和3年改正法による改正後の地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占めるものは、第2条の規定による改正後の埼玉西部消防組合職員の育児休業等に関する条例（以下「新条例」という。）第18条第3号に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新条例の規定を適用する。